

お知らせ

記者発表資料	令和2年4月13日
配 布 日 時	14:00

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

## 既存ダムの有効活用で洪水被害軽減を目指します

～中国地方の12の一級水系で「治水協定の締結」に向けて具体的な協議に着手～

中国地方整備局では、令和元年12月12日付「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（参考資料）」を踏まえ、利水ダムを含む既存ダムの事前放流等により洪水調節機能の早期強化を目指しています。これまで、関係者による合同説明会の実施などの協議を進めて参りましたが、今般、中国地方の12の一級水系に設置した個別協議の場において、「治水協定（※）の締結」に向けての具体的な協議に着手しましたのでお知らせします。協議では、河川管理者、ダム管理者、関係利水者の三者が治水協定に盛り込む内容を検討しており、5月中の協定締結により、出水期に向け洪水被害軽減を目指します。

治水協定の締結により、台風の接近などの大雨が予想されるような時に、関係者の協力により既存ダムからの事前放流（別紙1）を行うことで、利水容量等を洪水調節に有効活用できるようになります。

本取り組みについては、各水系に設置された「大規模氾濫時の減災対策協議会」における取り組みの一項目として位置付け、推進することとしています。

今後、各水系で治水協定が締結された際には、改めてお知らせします。

(※) 治水協定

関係利水者の協力のもと、ダム管理者と河川管理者の三者が、事前放流等の実施方針を定めた協定で、主な内容は以下のとおり。

1. 事前放流の実施方針（①事前放流を行う場合の条件、②放流量（水位低下量）、等）
2. 緊急時の連絡体制
3. 関係者間で共有する情報とその方法 等

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局河川部 082-221-9231（代表）  
※治水協定の内容に関すること 広域水管理官 しもやま 下山 茂（内線3516）  
※減災対策協議会に関する事 水災害対策センター長 かねはら 兼原 勝英（内線3881）

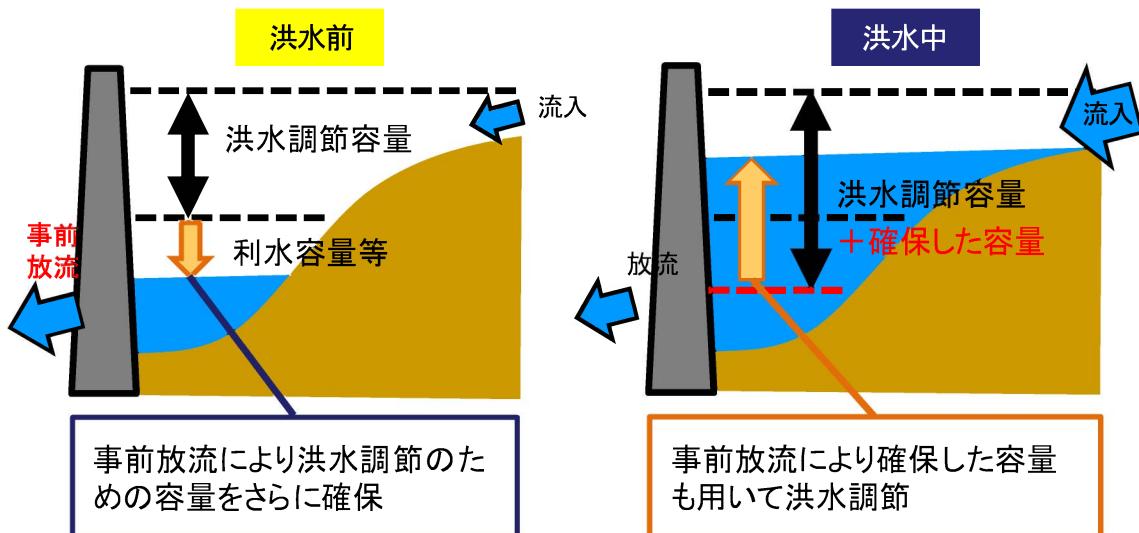
※各水系の問い合わせ先は、別紙2に記載しています

<広報担当窓口>

国土交通省 中国地方整備局 082-221-9231（代表）  
広報広聴対策官 かとう ひろし 加藤 浩士（内線2117）  
企画部 環境調整官 ごとう としひさ 後藤 寿久（内線3114）

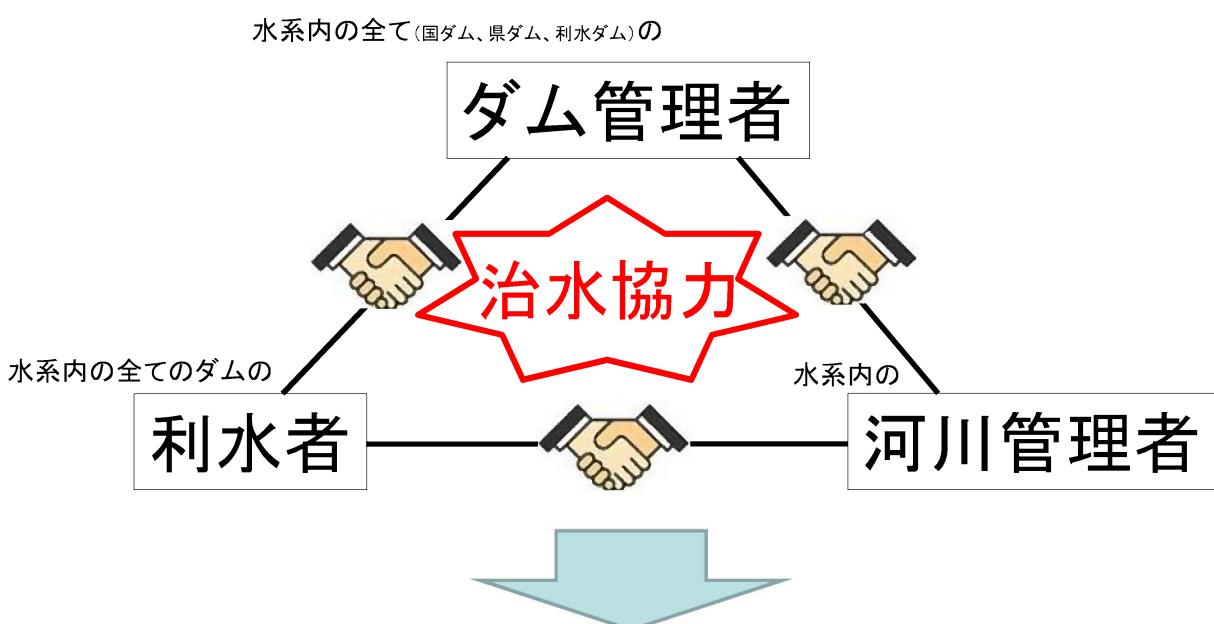
## 事前放流とは

- 計画規模を上回る洪水が想定された場合に、ダムの利水容量の一部を洪水の発生前に放流し、洪水調節容量を一時的に増やす操作です。



## 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針一(治水協定)

- 水系毎に河川管理者である国交省等(中国地整等)と全てのダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者)との間に治水協定を締結し水系毎にダムの統一的な運用を図る。



## 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた取組の検討状況

水系名	協議の実施状況及び今後の予定		連絡先
	(1/24)	(3/17)	
千代川	(3月～5月)	(5月中)	鳥取河川国道事務所 0857-22-8435 (代表) 副所長 浜田 健一
天神川			倉吉河川国道事務所 0858-26-6221 (代表) 副所長 丸下 淳一
日野川			日野川河川事務所 0859-27-5484 (代表) 副所長 大賀 祥一
斐伊川			出雲河川事務所 0853-21-1850 (代表) 副所長 平井 雅之
江の川(上流)			三次河川国道事務所 0824-63-4121 (代表) 副所長 河野 瞳生
江の川(下流)			浜田河川国道事務所 0855-22-2480 (代表) 副所長 大元 誠治
吉井川			岡山河川事務所 086-223-5101 (代表) 副所長 松本 倫明
旭川			福山河川国道事務所 084-923-2606 (代表) 副所長 清水 信夫
高梁川			太田川河川事務所 082-221-2436 (代表) 副所長 斎藤 一正
芦田川			山口河川国道事務所 0835-22-1785 (代表) 副所長 柳田 敏信
太田川			
小瀬川			
佐波川			

## 各水系で治水協定締結

各水系で個別に協議の場を設置  
(事前放流の実施方針を検討中)

(3月～5月)

(5月中)

## 第一回 合同説明会

各水系で開催者と事前打合せ

(1/24)

の実施

## 第二回 合同説明会

の実施

## 第三回 合同説明会

の実施

千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会  
(ダム部会)天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会  
(ダム部会)日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会  
(ダム部会)斐伊川水系既存ダムの洪水調節機能強化に関する協議会  
(ダム部会)江の川水系上流大規模氾濫時の減災対策協議会  
(ダム部会)江の川水系(下流) 大規模氾濫時の減災対策協議会  
(ダム部会)吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会  
(ダム部会)旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会  
(ダム部会)高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会  
(ダム部会)芦田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会  
(ダム部会)太田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会  
(ダム部会)小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会  
(ダム部会)佐波川水系大規模氾濫時にに関する減災対策協議会  
(ダム部会)

※協議の場の主な構成員： 河川管理者（国、各県）、ダム管理者（国、各県、中国電力(株)等）、関係利水者

## 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針

〔令和元年12月12日〕  
〔既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議〕

ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減するとともに、内水被害や支川のバックウォーターの影響を軽減するものであり、有効な治水対策として位置付けられる。

現在稼働しているダムは1460箇所で約180億m<sup>3</sup>の有効貯水容量を有するが、水力発電、農業用水等の多目的で整備されていることから、洪水調節のための貯水容量は約3割(約54億m<sup>3</sup>)にとどまっている。

先般の台風第19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、本基本方針を定める。

本基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、以下の施策について早急に検討を行い、国管理の一級水系(ダムが存する98水系。以下同じ。)について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととする。

### (1) 治水協定の締結

河川管理者である国土交通省(地方整備局等)と全てのダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者を言う。以下同じ。)との間において、水系毎の協議の場を設け、ダム管理者及び関係利水者の理解を得て、以下の内容を含む治水協定について、令和2年5月までに、一級水系を対象に、水系毎に締結する。国土交通省(地方整備局等)は、本治水協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の治水協定の締結を推進する。

洪水調節に利用可能な利水容量や貯水位運用等については、ダム構造、ダム管理者の体制、関係土地改良区への影響等の水利用の状況等を考慮する。

#### <治水協定の主な内容>

##### ○洪水調節機能強化の基本方針

- ・水害発生が予想される際における洪水調節容量と洪水調節に利用可能な利水容量(洪水調節可能容量)

- ・時期ごとの貯水位運用の考え方
- 事前放流の実施方針
  - ・事前放流の実施判断の条件(降雨量等)
  - ・事前放流の量(水位低下量)の考え方
- 緊急時の連絡体制
  - ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、洪水中に即時・直接に連絡を取れる体制の構築
- 情報共有のあり方
  - ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、共有する情報(降雨予測、ダムの水位・流入量・放流量、下流河川の水位、避難に係る発令状況等)及びその共有方法
- 事前放流等により深刻な水不足が生じないようにするための措置がある場合にはその内容(水系内での弾力的な水の融通方法等)
- 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

## (2) 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備

上記の治水協定に基づき、緊急時対応に必要となる各ダムの水位や流入量・放流量などの防災情報等のリアルタイムデータを河川管理者である国土交通省(地方整備局等)に集約し、適宜関係者間で共有して、(3)の事前放流等に関するガイドラインと新たな操作規程が実効的に運用できるよう、情報網を整備する。

## (3) 事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規程等への反映

国土交通省において、事前放流の実施にあたっての基本的事項を定める事前放流等に関するガイドラインを、令和2年4月までに策定する。

本ガイドラインに従い、各ダムの施設能力や情報共有状況等に応じて、速やかに、事前放流の操作方法等を全ての既存ダムの操作規程等に反映する。施設能力の向上に資する施設改良等を行う場合には、これに応じて、操作規程等を見直す。また、操作規程等の内容については、必要に応じて、下流関係者への事前説明を行う。

### <ガイドラインの主な内容>

- 基準等の設定方法
  - ・事前放流の開始基準
  - ・事前放流による水位低下量
  - ・事前放流時の最大放流量
  - ・事前放流の中断基準
- 事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応
- 適切に事前放流操作を行うためのダム管理体制の確保
- 施設改良が必要な場合の対応

#### (4) 工程表の作成

既存ダムの利水容量の洪水調節への最大限の活用を可能とするため、令和2年6月までに、ソフト対策及びハード対策を有効に組み合わせた工程表を、一級水系を対象に、水系毎に作成する。本工程表に基づき、必要な措置を講じる。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の工程表の作成を推進する。

#### (5) 予測精度向上等に向けた技術・システム開発

全ての既存ダムを最大限活用して有効な洪水調節が可能となるよう、ダム周辺の気象予測と配信される降雨予測等を利用した水系全体における長時間先のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上等に向けて、技術・システム開発を行う。

また、気象予報に係る技術開発体制の強化・システム高度化等を図り、上記のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上に不可欠となる気象予測の持続的な精度向上等に向けた取組を進める。

#### (参考)

既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議のURL

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam\\_kouzuichousetsu/](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/)

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針のURL

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam\\_kouzuichousetsu/pdf/kihon\\_hoshin.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/pdf/kihon_hoshin.pdf)